

船員保険福祉施設の整理合理化に関する今後の進め方について(案)

- 1 「船員保険福祉施設の整理合理化について」(平成20年11月21日船員保険事業運営懇談会了承)に沿い、本年中にできる限りの具体化を図る観点から、今後、次のとおり、諸手続を迅速に進めることとする。
 - (1) 病院とそれ以外の諸施設の処理をいったん切り離し、
 - ① 病院については、地域医療との関連を考慮する必要性が高いことから、関係地方公共団体等の関係者との話し合いを開始するとともに、社会保険病院及び厚生年金病院の取扱いも引き続き注視しながら、適切な保有先の確保に向けた努力を行う。
 - ② 3健康管理センター及び芝浦診療所については、全国の港、離島等への巡回健診や特定健康診査・特定保健指導の拠点となるものであり、これらが適切に実施されること等の条件が確保されることを前提として、譲渡手続きを行う。
なお、室蘭診療所については、廃止の方向で準備を進める。
 - ③ 保養所については、船員の利用への適切な配慮が行われること等の条件が確保されることを前提として、存続対象施設を定めた上で譲渡手続きを行う。
 - ④ 経過観察施設とされている福祉センターについては、存続施設又は廃止施設への分類を終えるべく、精力的に検討を進める。
 - (2) 上記(1)の②、③における譲渡に際しては、船員保険法に基づく福祉事業の将来にわたる継続的・安定的な運営が確保されることが重要であり、特に、船員及びその家族の生命・健康を守る上で必須の全国の港、離島等への巡回健診事業については、確実な事業継続に対する社会的な要請が強いことに留意する必要がある。
 - (3) 譲渡に係る手続きについては、社会保険庁に外部有識者等による委員会を設置して処理を行う等の公正性・透明性確保のための措置を講じる必要がある。
 - (4) 保養所等の安定的な運営のための具体的措置のあり方、福祉センターの取扱い等については、引き続き、本小委員会において検討を行う。
- 2 上記1の諸手続と並行し、本年中に病院等の譲渡が完了しない場合の対応として、平成22年1月以降においても病院等としての運営が適切に継続されるための暫定的な措置について検討を行い、無線医療や洋上救急等船員の医療の継続実施に支障がないよう、万全を期する。

(以上)